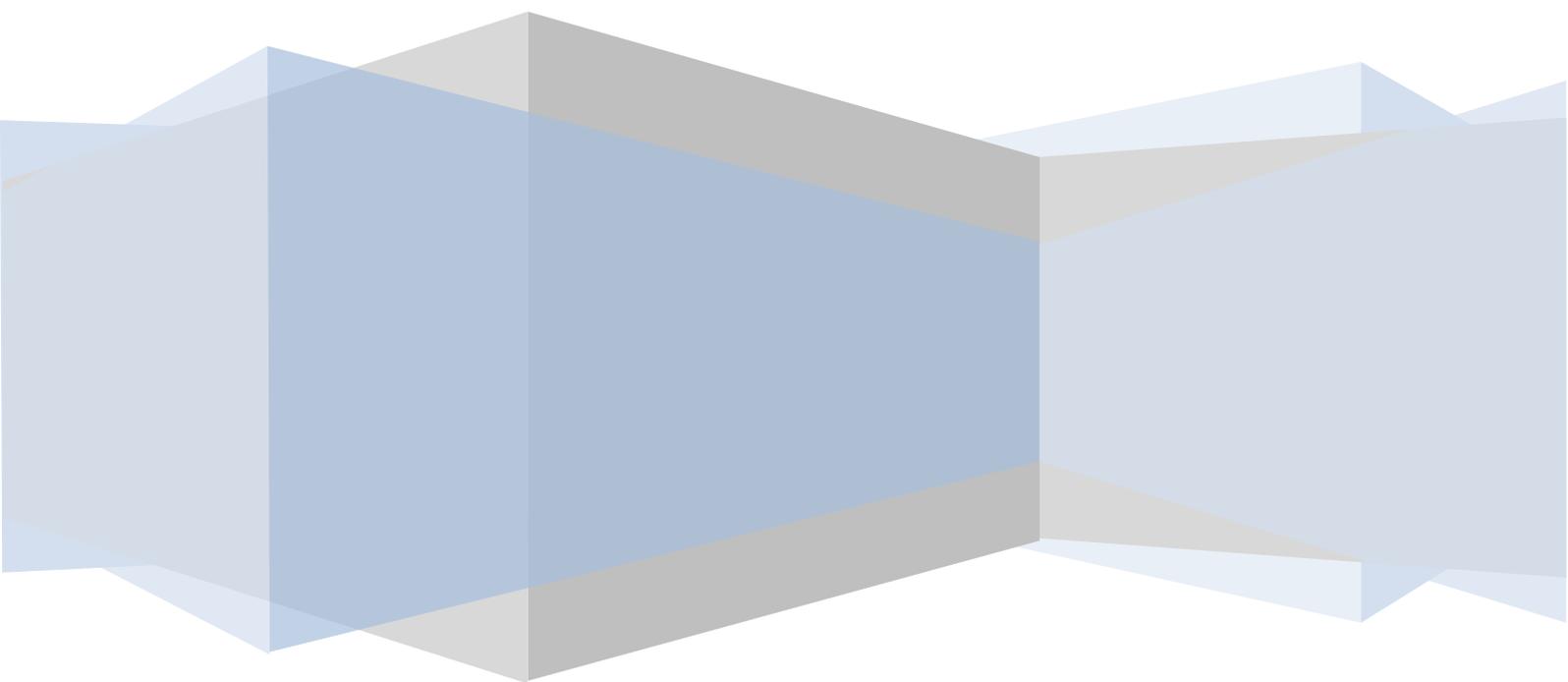


# 身体等に障がいのある方の ための軽自動車税の減免

猪苗代町役場税務課賦課係



猪苗代町では、身体に障がいのある方、知的障がい・精神障がいのある方のために使用される軽自動車及び公益のために直接使用される軽自動車で一定の要件に該当するものについて、納税義務者の申請により軽自動車税を全額減免しています。その取り扱いは次のとおりです。

### 1. 減免の対象となる軽自動車と障がいの範囲

- ① 身体に障がいがあつて歩行が困難な方または精神に障がいがあつて歩行が困難な方が所有する軽自動車（身体に障がいがある方で十八歳未満の方または精神に障がいがある方と生計を一にする方が所有する軽自動車を含みます。）もしくは、身体障がい者本人または身体障がい者もしくは精神障がい者の方と生計を一にする方または身体障がい者等（身体障がい者のみで構成される世帯）を常時介護する方が運転する軽自動車で、身体障がい者の方は身体障がい者手帳、知的障がい者の方は療育手帳、精神障がい者の方は精神障がい者保健福祉手帳、戦傷病者の方は戦傷病者手帳により判断します。
- ② 減免しようとする軽自動車の構造が専ら身体障がい者等が使用するための軽自動車
- ③ 県内ナンバーで個人名義の自家用（車検証に「自家用」と記載されている自動車）に限ります。
- ④ 運転免許証の条件（「オートマチック車に限る」等）に合致した自動車でなければなりません。

#### (1) 身体障がい者の方（身体障がい者手帳）

区 分	減免の対象となる範囲											
	身体障がい者の方が自ら運転する場合						身体障がい者の方と生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障がい	●	●	●	●			●	●	●	●		
聴覚障がい		●	●					●	●			
平衡機能障がい			●						●			
音声機能障がい <small>（喉頭嚥出による音声機能障がいがある場合に限る。）</small>			●									
上肢不自由	●	●					●	●				
下肢不自由	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
体幹不自由	●	●	●		●		●	●	●			
乳幼児期以前の非進行性 脳病変による運動機能障がい	上肢機能	●	●				●	●				
	移動機能	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
心臓、じん蔵、呼吸器、小腸、 ぼうこうまたは直腸機能障がい	●		●	●			●		●	●		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫 機能障がい	●	●	●	●			●	●	●	●		

※2つ以上の障がいのある方には、総合判定による級別により判断します。

(2) 知的障がい者の方

区 分	減免の対象となる範囲	
		知的障がい者の方と生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合
療育手帳	A (重度)	

(3) 精神障がい者の方

区 分	減免の対象となる範囲	
		精神障がい者の方と生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合
精神障がい者保健福祉手帳	1 級 ※自立支援医療受給者証（障がい者自立支援法施行第1条3号に規定する精神通院医療に係るものに限る。）の交付を受けている方に限る。	

(4) 戦傷病者の方（戦傷病者手帳）

区 分	減免の対象となる範囲	
	戦傷病者の方が自ら運転する場合	戦傷病者の方と生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合
視覚障がい	特別項症から第4項症	特別項症から第4項症
聴覚障がい	特別項症から第4項症	特別項症から第4項症
平衡機能障がい	特別項症から第4項症	特別項症から第4項症
音声機能障がい <small>(特例搬出による音声機能障がいがある場合に限る。)</small>	特別項症から第2項症	
上肢不自由	特別項症から第3項症	特別項症から第3項症
下肢不自由	特別項症から第6項症まで及び第1款症から第3款症まで	特別項症から第3項症
体幹不自由	特別項症から第6項症まで及び第1款症から第3款症まで	特別項症から第4項症
心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこうまたは直腸機能障がい	特別項症から第3項症	特別項症から第3項症

※旧として表示してある場合の第7項症は第1款症、旧第1款症は第2款症、旧第2款症は第3款症となります。したがって、旧第3款症は該当しません。また、目症については該当しません。

## 2. 減免の対象となる軽自動車

- ① 減免を受ける軽自動車は、身体障がい者、知的障がい者または精神障がい者1人につき1台の軽自動車（自動車を含む。）に限ります。
- ② そのため、既に減免を受けている自動車がある場合で、新たに自動車を取得する場合は、新しい自動車を登録するまでに、現在減免を受けている自動車の抹消登録等の手続きを行ったうえで減免の申請を行ってください。（申請の際に抹消登録等を確認できる書類を提示していただくことになります。）

### 3. 軽自動車の使用目的

区 分	使用目的
身体障がい者（戦傷病者を含む。）本人が運転する場合	制限はありません。
身体障がい者、知的障がい者または精神障がい者と生計を一にされる方が運転する場合	身体障がい者等の方が通学、通院、通所またはその生活のために携わっている業（生業）のために使用する場合に限られています。
身体障がい者、知的障がい者または精神障がい者を常時介護される方が運転する場合	身体障がい者等の方が通学、通院、通所またはその生活のために携わっている業（生業）のために一年以上継続して週三日以上使用する場合に限られています。

### 4. 軽自動車の所有者（納税義務者）

区 分	減免となる軽自動車の所有者 （所有権が留保されている自動車にあつてはその使用者）
18歳以上の身体障がい者（戦傷病者を含む。）のために使用する軽自動車	身体障がい者本人
18歳未満の身体障がい者のために使用する軽自動車	身体障がい者またはその方と生計を一にする方
知的障がい者のために使用する軽自動車	身体障がい者またはその方と生計を一にする方
精神障がい者のために使用する軽自動車	身体障がい者またはその方と生計を一にする方

### 5. 減免申請に必要な書類等

提出書類及び 提示書類  区 分	提出書類			提示書類						減免を申請する方の印鑑（認印）
	軽自動車税減免申請書	生計同一証明書（*3） （身体障がい者のために運転する旨の証明書）	常時介護証明書（*3）	身体障がい者手帳	療育手帳	精神障がい者保健福祉手帳（*1） （自立支援医療受給者証）	戦傷病者手帳	運転される方の運転免許証	自動車検査証（*2） （既に軽自動車を所有している場合に限る）	
身体障がい者または戦傷病者の方自ら運転する場合	◎			○			○	◎	◎	◎
生計を一にする方が運転する場合	◎	△		○	○	○	○	◎	◎	◎
常時介護する方が運転する場合	◎		◎	○	○	○	○	◎	◎	◎

- \* 1 : 障がい者自立支援法施行令第1条第3号に規定された精神通院医療に係る自立支援医療受給者証に限る。
- \* 2 : 所有権が留保されている自動車にあつては使用している場合。
- \* 3 : 生計同一証明書または常時介護証明書は、猪苗代町役場保健福祉課社会福祉業務で交付します。
- ◎…必ず提示、提出または持参する必要があるもの。
- …該当するもののみ提示が必要となるもの。  
(複数の手帳の交付を受けている場合は、そのすべての手帳を提示してください。)
- △…猪苗代町内で同居をしている家族の場合は不要です。

## 6. 軽自動車税の減免に係る手続き等

- ① 軽自動車税の減免を受けようとする際は、納期限の7日前までに、猪苗代町長に対して、必要書類をそろえ、申請書を提出してください。
- ② 軽自動車の減免は、毎年申請が必要です。
- ③ 減免した事由が消滅した場合は、直ちにお知らせください。

## 7. 減免等の軽自動車税に関するお問い合わせ

〒969-3123  
耶麻郡猪苗代町字城南100番地  
猪苗代町役場 税務課 賦課係  
TEL 0242-62-2113  
FAX 0242-62-2123